

## 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議（第2回）議事概要

日 時： 平成26年1月14日（火） 10:00～11:50

場 所： 合同庁舎3号館4階 特別会議室

議事次第に沿って事務局、成定委員、川杉委員、村瀬委員、田倉委員、興津委員及び若井委員から資料の説明を行い、質疑応答及び意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

### ○全般について

- ・日本バス協会、旅行協会の加盟員・非加盟員への安全規制に関する説明会の開催状況等について、全国における進捗状況等について詳細に示してほしい。

### ○高速・貸切バスの安全・安心回復プランに関連する事項について

- ・安全規制が強化されたことについて、経営者側からの意見だけではなく運転者側の意見も把握するべきではないか。特に、交替運転者の配置基準において定められた距離規制や運転時間規制についての運転者の意見を分析すべき。
- ・運転者からの聞き取りによると、交替運転者の配置基準によりツーマン運行が基本となり過労運転は減少したが、一方で運転者不足により運行量自体が増えて、かえって過労運転が続いているという話も聞く。
- ・デジタル式運行記録計の義務化（平成26年1月施行）について、具体的にどのような運行管理の高度化が行われているのか、実態を示してほしい。
- ・行政処分の服喪期間について、事業別での適用等の見直しを図ってほしい。
- ・高速乗合バスの管理の受委託制度においても、貸切型管理の受委託と同様に受託者の車両を使用する方法を可能としてほしい。
- ・横浜駅では出発用の停留所は確保できたものの到着用の停留所が確保できておらず、8月以降、横浜駅において降車ができなくなるなど旅客の利便が低下している。
- ・貸切バスの新たな運賃に関し、他の交通機関は5割引といった営業政策割引を設定しているが、貸切バスだけ過度に規制してしまうのは如何か。
- ・タクシー特措法改正により、タクシー事業は特定地域内の新規参入、増車が禁止されることとなるが、バス事業においても同様の措置を講ずる必要があるのではないか。
- ・バス事業は過当競争にあり、労働条件悪化の形で運転者にしわ寄せが及んでいる。参入規制を含め行き過ぎた規制緩和がもたらす需給のアンバランスをどのように見直すべきか、この会議で検討願いたい。

### ○その他

- ・「道路運送車両の保安基準」改正による斬新なシート形状を活用した営業施策に対する制約（型式認定取得のための高額な開発費用の負担）。
- ・申請書類が多く処理期間も長いたため、外部環境に合わせたきめ細やかな商品が作りにくいことから、書類申請の電子化や不要な書類の簡素化を進めてほしい。
- ・かつて貸切バス事業において、中華圏から日本国籍へ帰化した者を多く雇用していたが、それらの者が現在は白タクへと流れている。

- 新たな制度の運用を開始して一定期間が経過し、この先が中だるみの危険性がある  
今後も半年や1年といった時点できちんとフォローアップをしていく必要がある。

(以 上)